

参考資料

浦安市児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年規則第49号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 浦安市児童センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、<u>次のとおりとする。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 浦安市児童センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後5時まで<u>とおりにする。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、<u>次のとおりとおりにする。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 同 左</p>